

みなし登録電気工事業者 電気工事業廃止の届出

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業(自家用電気工作物のみに係る電気工事業を除く)を廃止した場合は、遅滞なく届け出をしなければなりません。

◆ 届出書類

・電気工事業廃止届出書(様式第20(第25条))

◆ 注意

- 1 氏名又は名称
【個人の場合】氏名を記入
【法人の場合】法人名及び代表者名を記入
- 2 記載を訂正した場合は訂正箇所を二重線で訂正してください。